

13 埼玉県オオタカ等保護指針に基づく配慮規定

●担当課
環境科学国際センター
生物多様性保全担当
（生物多様性センター）
（電話0480-73-8361）

目的
埼玉県内において希少であるオオタカを保護することにより、地域の生態系を維持し生物多様性を保全する。

制度概要
県内の各種開発事業を進めるにあたり、「埼玉県オオタカ等保護指針」に基づき事業者に対し配慮を求めるもの。
（1）事業地が推定営巣中心域内にある場合（営巣地から半径400m内）
・事業の回避
・2営巣期（2年）の生息状況等調査及びその結果に基づく保護施策の実施

（2）事業地が推定高利用域内にある場合（営巣地から半径1500m内）
・非繁殖期（9月～12月）の工事実施
・低騒音機器の使用
・採餌場所の消失、分断化、自然環境の単純化に注意し、自然共生型の事業とするように努める。

●事業主体
県内で開発を行う事業者

●根拠法令等
埼玉県オオタカ等保護指針
（環境省「猛禽類の保護の進め方」（H8.8月策定・H24.12月改訂）に基づき策定）

●創設年度
平成11年3月策定

●制度の留意点
法的拘束力はなし

手続きフロー

